

【印鑑登録・廃止申請】 代理人選任届（委任状）

令和 年 月 日

（あて先） 宇佐市長 宛

委任する人（請求等を行う権利のある方）

住 所	宇佐市
氏 名	（印鑑登録時は登録する印を押印） 印
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
電 話 番 号	— —

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（窓口に来られる方）

住 所		委任者との関係 (委任者から見て)
氏 名		
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
委任事項	委任する項目の番号を「○」で囲んでください。 1. 印鑑登録申請【注意3】 2. 印鑑登録の廃止申請 3. その他 ()	

※委任状は、委任する本人がすべて記入してください。
代理人が記入した委任状では受付できません。

【注意1】 委任状は委任する本人が記入してください。

本人以外の方が記入したもの又は本人の意志がなく作成されたものは、後日問題が発生した場合は委任状を偽造したものととして、私文書偽造罪（刑法第 159 条）により刑事罰の対象となるとともに、民事上の損害賠償責任を負うことにもなりますので、ご注意ください。

【注意2】 窓口に来た方（委任を受けた方）の本人確認をします。

委任状に記載されている方（窓口に来られる方）の本人の確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、公的機関が発行した証明書で写真付のものは1点、健康保険証、介護保険証、各種年金証書、年金手帳など写真がついていないものは2点）を持参させてください。

【注意3】 印鑑登録申請を委任された場合でも登録証の即日交付はできません。

【注意4】 印鑑登録証明書は委任状では交付できません。

印鑑登録証明書の代理申請は印鑑登録証を委任状の代わりとしますので、代理人に依頼するときは印鑑登録証を預けてください。登録証がない場合は証明書の発行はできません。

【注意5】 この委任状だけでは手続きできません。

申請には別に申請書記入していただきますので窓口に来られる方は、委任する人から申請に必要な事項を確認して来庁してください。